



# 島根県報

令和3年2月12日（金）

号外 第 1 2 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更（2件）

（道路維持課） 2

道路の供用開始（2件）

（ ” ） 5

# 告 示

## 島根県告示第97号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年2月12日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	本山伯太線	安来市伯太町上小竹867番7地先から同番2地先まで	前	メートル 14.57～ 19.38	メートル 25.79	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所	災害復旧工事 拡幅
			後	18.33～ 25.81	25.79		
〃	三隅美都線	浜田市三隅町矢原2416番4地先から同676番地先まで	前 A	3.60～ 18.92	2,756.00	浜田県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
			後 A	3.60～ 18.92	2,756.00		
		後 B	7.00～ 47.01	1,020.00			
〃	〃	益田市美都町宇津川ハ1423番地先から同ハ964番2地先まで	前 A	4.47～ 23.47	869.60	益田県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
			後 A	4.47～ 23.47	869.60		
		後 B	7.00～ 65.94	800.65			
		益田市美都町宇津川ハ1416番地先から同ハ964番2地先まで					

## 島根県告示第98号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年2月12日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
一般国道	314号	雲南市木次町湯村1599番1地先から同1628番13地先まで	前	メートル 14.63～ 34.80	メートル 103.74	災害防除工事 拡幅	
			後	20.17～ 40.13	103.74		
〃	〃	雲南市木次町湯村1659番1地先から同地先まで	前	20.00～ 28.00	53.10	災害防除工事 拡幅	
			後	25.70～ 35.28	53.10		
県道	出雲奥出雲線	雲南市三刀屋町根波別所1911番6地先から同84番3地先まで	前	12.53～ 38.75	245.67	道路改良工事 拡幅	
			後	18.18～ 50.36	271.00		
〃	〃	雲南市三刀屋町根波別所84番3地先から同1733番14地先まで	前 A	5.19～ 12.55	131.34	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	5.19～ 12.55		131.34
				B	10.07～ 36.70		129.00
〃	〃	雲南市三刀屋町根波別所1733番14地先から同97番1地先まで	前	5.14～ 8.99	68.29	道路改良工事 拡幅	
			後	11.82～ 21.18	70.00		

雲南県土整備事務所

〃	〃	雲南市三刀屋町根波別所97番1地先から同2451番1地先まで	前 A	5.80～ 13.40	186.28	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
			A	5.80～ 13.40	186.28	
			後 B	10.75～ 32.30	161.55	
〃	〃	雲南市三刀屋町根波別所2451番1地先から同123番9地先まで	前	5.30～ 21.44	235.29	道路改良工事 拡幅
			後	11.84～ 50.82	226.69	
〃	〃	雲南市三刀屋町根波別所123番9地先から同127番7地先まで	前 A	5.86～ 15.40	175.13	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
			A	5.86～ 15.40	175.13	
			後 B	9.54～ 25.98	142.71	
〃	〃	雲南市三刀屋町根波別所127番7先から同1760番4地先まで	前	5.57～ 8.40	115.95	道路改良工事 拡幅
			後	13.62～ 56.50	114.05	

## 島根県告示第99号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年2月12日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	湖陵掛合線	出雲市湖陵町三部737番地先から同番1地先まで	メートル 61.00	令和3年 3月1日	出雲県土整備 事務所	
〃	〃	出雲市湖陵町三部737番1地先から同733番地先まで	45.00	令和3年 3月1日		
〃	〃	出雲市湖陵町三部1530番30地先から同町畑村1番2地先まで	419.00	令和3年 3月1日		
〃	仁摩邑南線	邑智郡邑南町高見1736番2地先から同3096番1地先まで	91.50	令和3年 2月12日	県央県土整備 事務所	
〃	〃	邑智郡邑南町高見1712番7地先から同3103番地先まで	113.50	令和3年 2月12日		
〃	川本大家線	邑智郡川本町大字谷戸4314番2地先から同2944番5地先まで	118.00	令和3年 2月12日		

## 島根県告示第100号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年2月12日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	上久野大東線	雲南市大東町塩田207番5地先から同148番5地先まで	メートル 107.89	令和3年 2月12日	雲南県土整備事務所	